

急傾斜地崩壊対策事業事前評価調書

路線・河川等名		たにだ 谷田	事業名	急傾斜地崩壊対 策事業	補助・単独の別	補助
事業主体		京都府	事業箇所（区間）	おとくにぐんおおやまざきちようおおやまざきたにだ 乙訓郡大山崎町大山崎谷田 地内		
事業概要	地域概要	谷田地区は京都府南西部の大山崎町に位置し、人家 25 戸を保全対象とする急傾斜地である。				
	事業目的	本事業箇所は、近年多発する局所的な集中豪雨や、台風による大雨等により、がけ崩れによる土砂災害が懸念されることから、人命を保護し、地域の安全・安心を確保するため、土砂災害対策工事を実施する。				
	上位計画等	○ 京都府総合計画 山城地域振興計画				
	整備内容	○ 擁壁工 L=330 m ○ 全体事業費 : 3.0 億円				
事業の必要性	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	○ 保全対象 人家 25 戸				
事業の有効性	事業の効果及び費用対便益等	○ がけ崩れによる土砂災害から人家を保全し、人命を守る。				
事業の効率性等	コスト削減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	○ 擁壁工を効率的に配置し、施設規模を抑制することで、地形の改変を最小限に抑え、自然環境への負荷軽減に努める。 ○ 現地発生土を他工事に積極的に流用調整することで、他工事を含めた総事業費のコスト削減を図る。				
総合評価		本事業は、がけ崩れによる土砂災害から人命を保護し、地域の安全・安心を確保するため、新規着手の必要がある。				

たにだ 谷田 急傾斜地崩壊対策事業

きょうとふ おとくにぐん おおやまざきちょう おおやまざきたにだ
 京都府 乙訓郡 大山崎町 大山崎谷田 地内

○事業目的

当該箇所は、京都府南西部の大山崎町に位置し、保全対象として人家25戸を含む土砂災害警戒区域である。これらの保全対象を今後の出水による斜面崩壊から守るため、早急に対策を行う必要がある。

○箇所概要

保全対象：人家25戸
 実施内容：擁壁工 L=330m
 全体事業費：300百万円(R5～)

【位置図】



『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和5年3月24日
作成部署	建設交通部砂防課

事業名	谷田 急傾斜地崩壊対策事業	地区名	乙訓郡大山崎町大山崎谷田地内
概算事業費	3.0 億円	事業期間	令和5年度～
事業概要	擁壁工 L=330m		
目指すべき環境像	事業箇所周辺は、人家連担部の中に豊かな自然環境が残っており、景観への配慮が必要である。 事業実施に当たっては、自然環境に与える影響を可能な限り小さくするよう配慮する。また、土砂災害の発生を防止する事業であり、地域住民の安心・安全を確保すると共に、動植物の生育環境と長期的な景観の保全により、地域の生活環境の保全に寄与する。		
関連する公共事業	なし		

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		当該箇所は、崩壊が懸念される斜面が連続する。このため、斜面崩壊防止工事を実施し、山地斜面を含む現地地形と植生を保全する必要がある。	斜面崩壊を防止し、土砂移動の抑制を図るとともに、周辺の自然環境を保全する。施工にあたっては、地形改変を最小限とし、環境に配慮した工法を検討する。	
	地形・地質	○			3
	物質循環(土砂移動)	○			4
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系	○			3
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		当該箇所は、斜面崩壊防止工事が必要となる箇所と保全部であるため、施工時における騒音・振動を抑制する必要がある。また、建設発生材を極力リサイクルする必要がある。	工事実施中は、低騒音・低振動機械を使用することを原則とする。また、建設発生材は当該工事や近傍の公共工事や民間工事と調整し、再利用に努める。	
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			3
	廃棄物・リサイクル	○			3
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
	その他				
地域個性・文化環境	景観	○	当該箇所周辺は、人家が連担しており、残された自然環境の保全が重要である。また、地元住民に工事の周知を行い、本事業の意義を共有する必要がある。	材料の選定にあたっては、自然環境との調和を図るよう努める。地元住民に対して行う工事説明会等は、防災に対する意識向上を図り、地域住民との協働に努める。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行事				
	地域住民との協働	○			4
その他					
外部評価					

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善：5、やや改善：4、現状維持：3、やや悪化：2、悪化：1)

評価項目	「施工地の環境特性と目標」の記載要領	
	主要な評価の視点	
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
	生活環境	ユニバーサルデザイン
水環境・水循環		・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
大気環境		・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
土壌・地盤環境		・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
騒音・振動		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
廃棄物・リサイクル		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
化学物質・粉じん		・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
電磁波・電波環境・日照 その他	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）	
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。